

令和4年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 1 号	令和 4 年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	令和 4 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 "
議案第 3 号	令和 4 年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	23 "
議案第 4 号	令和 4 年度徳島市奨学事業特別会計予算	29 "
議案第 5 号	令和 4 年度徳島市土地取得事業特別会計予算	35 "
議案第 6 号	令和 4 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	41 "
議案第 7 号	令和 4 年度徳島市介護保険事業特別会計予算	47 "
議案第 8 号	令和 4 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	55 "
議案第 9 号	令和 4 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	61 "
議案第 10 号	令和 4 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	67 "
議案第 11 号	令和 4 年度徳島市商業観光施設事業会計予算	71 "
議案第 12 号	令和 4 年度徳島市水道事業会計予算	77 "
議案第 13 号	令和 4 年度徳島市公共下水道事業会計予算	83 "
議案第 14 号	令和 4 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	89 "
議案第 15 号	令和 4 年度徳島市市民病院事業会計予算	93 "

令和4年度徳島市一般会計予算

令和4年度徳島市一般会計予算

令和4年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,310,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		40,650,160
	1 市 民 税	17,990,967
	2 固 定 資 産 税	17,504,296
	3 軽 自 動 車 税	797,495
	4 た ば こ 税	1,632,221
	5 都 市 計 画 税	2,725,181
2 地 方 譲 与 税		646,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	146,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	460,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	40,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	500
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		292,000
	1 配 当 割 交 付 金	292,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		384,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	384,000

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		641,000
	1 法人事業税交付金	641,000
7 地方消費税交付金		5,783,000
	1 地方消費税交付金	5,783,000
8 ゴルフ場利用税交付金		31,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	31,000
9 環境性能割交付金		41,000
	1 環境性能割交付金	41,000
10 地方特例交付金		191,600
	1 地方特例交付金	190,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交付金	1,600
11 地方交付税		11,478,000
	1 地方交付税	11,478,000
12 交通安全対策特別交付金		51,000
	1 交通安全対策特別交付金	51,000
13 分担金及び負担金		472,367
	1 負担金	472,367
14 使用料及び手数料		1,487,998
	1 使用料	949,118

款	項	金 額
	2 手 数 料	538,880
15 国 庫 支 出 金		22,365,806
	1 国 庫 負 担 金	19,191,429
	2 国 庫 補 助 金	3,047,095
	3 国 庫 委 託 金	127,282
16 県 支 出 金		8,955,373
	1 県 負 担 金	6,217,744
	2 県 補 助 金	2,304,685
	3 県 委 託 金	432,944
17 財 産 収 入		99,319
	1 財 産 運 用 収 入	68,769
	2 財 産 売 払 収 入	30,550
18 寄 附 金		508,087
	1 寄 附 金	508,087
19 繰 入 金		2,334,872
	1 基 金 繰 入 金	2,317,789
	2 特 別 会 計 繰 入 金	17,083
20 諸 収 入		1,752,418
	1 延 滞 金	44,000
	2 預 金 利 子	500

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	793,532
	4 受託事業収入	64,000
	5 雑入	850,386
21 市債		8,114,500
	1 市債	8,114,500
歳入	合計	106,310,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		547,375
	1 議 会 費	547,375
2 総 務 費		8,746,781
	1 総 務 管 理 費	6,819,936
	2 徴 税 費	1,087,673
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	535,234
	4 選 挙 費	179,624
	5 統 計 調 査 費	48,151
	6 監 査 委 員 費	76,163
3 民 生 費		51,382,746
	1 社 会 福 祉 費	23,328,762
	2 児 童 福 祉 費	17,023,514
	3 生 活 保 護 費	11,030,070
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		10,492,661
	1 保 健 衛 生 費	5,626,409
	2 清 掃 費	4,866,252

款	項	金額
5 勞 働 費		56,533
	1 勞 働 諸 費	56,533
6 農 林 水 産 業 費		1,115,023
	1 農 林 水 産 業 費	548,205
	2 農 地 費	566,818
7 商 工 費		1,609,074
	1 商 工 費	1,609,074
8 土 木 費		11,269,113
	1 土 木 管 理 費	157,892
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,332,015
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	1,167,476
	4 港 湾 費	2,043
	5 都 市 計 画 費	6,398,349
	6 住 宅 費	1,211,338
9 消 防 費		3,025,673
	1 消 防 費	3,025,673
10 教 育 費		9,100,712
	1 教 育 総 務 費	1,135,588
	2 小 学 校 費	1,584,516

款	項	金額
	3 中 学 校 費	855,035
	4 高 等 学 校 費	974,400
	5 幼 稚 園 費	1,151,949
	6 学 校 給 食 費	1,184,749
	7 社 会 教 育 費	1,737,650
	8 保 健 体 育 費	476,825
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,884,309
	1 公 債 費	8,884,309
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歲 出	合 計	106,310,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉センター解体事業	55,319
10 教育費	7 社会教育費	中央公民館解体事業	328,261

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設等総合管理計画推進事業	令和5年度	16,610
税務関係印刷物作成事業	令和5年度から令和9年度まで	242,322
知事選挙及び県議会議員選挙執行事業	令和5年度	9,281
市議会議員選挙執行事業	令和5年度	17,032
漁業近代化資金利子補給	令和5年度から令和10年度まで	950
企業誘致・雇用拡大等推進事業	令和5年度から令和12年度まで	54,000
道路メンテナンス事業	令和5年度から令和8年度まで	1,510,000
立地適正化計画改定事業	令和5年度	3,640
小学校施設整備事業	令和5年度	28,897

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	1,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和35年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	19,200			
文化施設整備事業	69,300			
生涯福祉センター整備事業	28,300			
社会福祉センター整備事業	29,800			
児童館整備事業	3,700			
学童保育会館整備事業	8,700			
教育・保育施設等整備費補助事業	70,300			
夜間休日急病診療所整備事業	2,200			
水道事業会計出資	84,500			
葬斎場整備事業	3,600			
清掃運搬施設整備事業	85,400			
廃棄物処理施設整備事業	432,100			
し尿処理施設整備事業	17,500			
勤労者福祉施設整備事業	2,500			
農村環境改善センター整備事業	3,100			
農林業振興事業	2,400			
農地施設整備事業	227,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
観 光 施 設 整 備 事 業	3,300			
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	1,451,700			
河 川 事 業	77,100			
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	4,600			
排 水 施 設 整 備 事 業	957,900			
都 市 計 画 事 業	1,042,600			
公 営 住 宅 建 設 事 業	474,500			
消 防 施 設 整 備 事 業	312,900			
防 災 施 設 整 備 事 業	25,500			
適 応 指 導 推 進 施 設 整 備 事 業	27,500			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	294,700			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	119,500			
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	1,300			
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	16,200			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	187,200			
動 物 園 施 設 整 備 事 業	164,300			
災 害 復 旧 事 業	27,500			
臨 時 財 政 対 策	1,835,000			

令和4年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,571,078千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		4,016,400
	1 国 民 健 康 保 険 料	4,016,400
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3,022
	1 手 数 料	3,022
3 県 支 出 金		17,671,935
	1 県 補 助 金	17,671,935
4 財 産 収 入		997
	1 財 産 運 用 収 入	997
5 繰 入 金		2,803,557
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,803,557
6 諸 収 入		32,756
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	391
	2 雑 入	32,365
7 繰 越 金		42,411
	1 繰 越 金	42,411
歳 入	合 計	24,571,078

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		716,775
	1 総 務 管 理 費	716,775
2 保 険 給 付 費		17,496,744
	1 保 険 給 付 費	17,496,744
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,070,982
	1 医 療 給 付 費 分	4,356,159
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,277,360
	3 介 護 納 付 金 分	437,463
4 保 健 事 業 費		239,755
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	163,534
	2 保 健 事 業 費	76,221
5 基 金 積 立 金		997
	1 基 金 積 立 金	997
6 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
7 諸 支 出 金		34,825
	1 諸 支 出 金	34,825

款	項	金 額
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	24,571,078

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市町村事務処理標準システム導入事業	令和5年度から令和9年度まで	82,885
封入封緘業務委託事業	令和5年度から令和9年度まで	42,175

令和4年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和4年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和4年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		104
	1 諸 収 入	104
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		85,376
	1 一 般 会 計 繰 入 金	85,376
4 市 債		57,300
	1 市 債	57,300
歳 入	合 計	152,780

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		152,480
	1 事 業 費	124,740
	2 公 債 費	27,740
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	152,780

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	57,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和35年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和4年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和4年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和4年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		12,671
	1 奨 学 事 業 収 入	12,671
2 繰 越 金		15,697
	1 繰 越 金	15,697
歳 入	合 計	28,368

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		11,281
	1 貸 付 事 業 費	11,281
2 公 債 費		4
	1 公 債 費	4
3 諸 支 出 金		17,083
	1 繰 出 金	17,083
歳 出	合 計	28,368

令和4年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和4年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和4年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ491,906千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		487,425
	1 貸 付 金 元 利 収 入	487,425
2 諸 収 入		4,481
	1 諸 収 入	4,481
歳 入	合 計	491,906

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		487,425
	1 貸付金	486,938
	2 公債費	487
2 諸支出金		4,481
	1 諸支出金	4,481
歳 出	合 計	491,906

令和4年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和4年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和4年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,604千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		1,190
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,190
2 繰 越 金		414
	1 繰 越 金	414
歳 入	合 計	1,604

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		971
	1 貸 付 事 業 費	971
2 公 債 費		633
	1 公 債 費	633
歳 出	合 計	1,604

令和4年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和4年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和4年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,656,199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		5,285,711
	1 介 護 保 険 料	5,285,711
2 使 用 料 及 び 手 数 料		512
	1 手 数 料	512
3 国 庫 支 出 金		6,467,331
	1 国 庫 負 担 金	4,777,027
	2 国 庫 補 助 金	1,690,304
4 支 払 基 金 交 付 金		7,237,670
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,237,670
5 県 支 出 金		3,816,716
	1 県 負 担 金	3,663,387
	2 県 補 助 金	153,329
6 財 産 収 入		1,241
	1 財 産 運 用 収 入	1,241
7 繰 入 金		4,846,918
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,399,931
	2 基 金 繰 入 金	446,987

款	項	金 額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	27,656,199

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		573,724
	1 総 務 管 理 費	573,724
2 保 険 給 付 費		25,970,505
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	25,970,505
3 地 域 支 援 事 業 費		1,090,588
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	836,719
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	253,869
4 基 金 積 立 金		1,241
	1 基 金 積 立 金	1,241
5 公 債 費		2,000
	1 公 債 費	2,000
6 諸 支 出 金		8,141
	1 諸 支 出 金	8,141
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	27,656,199

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
封 入 封 緘 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	25,875

令和 4 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,170,837千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,179,997
	1 後期高齢者医療保険料	3,179,997
2 使用料及び手数料		211
	1 手 数 料	211
3 繰 入 金		980,698
	1 一 般 会 計 繰 入 金	980,698
4 諸 収 入		9,931
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,396
	2 雑 入	3,535
歳 入 合 計		4,170,837

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		60,139
	1 総 務 管 理 費	54,374
	2 徴 収 費	5,765
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		4,094,302
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	4,094,302
3 諸 支 出 金		6,396
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,396
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,170,837

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
封 入 封 緘 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	22,935

令和4年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和4年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和4年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,543,778千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		16,543,778
	1 振 替 収 入	16,543,778
歳 入	合 計	16,543,778

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		16,543,778
	1 給 与 等 支 払 費	16,543,778
歳 出	合 計	16,543,778

令和4年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

令和4年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取	扱	量	
ア	水	産	物
			30,000トン
イ	青	果	物
			70,000トン
(2) 主要な建設改良事業			
	北門防犯カメラ等設置工事		10,494千円
	立体駐車場G棟外幹線設備改修工事		11,715千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	市場事業	収益	569,946千円
第1項	営業	収益	421,596千円
第2項	営業外	収益	148,350千円
		支	出
第1款	市場事業	費用	578,185千円
第1項	営業	費用	561,876千円
第2項	営業外	費用	15,309千円
第3項	予	備	費
			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額85,001千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,143千円及び過年度分損益勘定留保資金78,858千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	17,428千円
第1項 出 資 金	17,428千円
支 出	
第1款 資本的支出	102,429千円
第1項 建設改良費	67,573千円
第2項 企業債償還金	34,856千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費114,275千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、130,495千円である。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和4年度徳島市商業観光施設事業会計予算

令和4年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	60,920器
イ 年間総利用人数	142,277人
ウ 一日平均利用人数	390人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	63,145台
(ア) 普通駐車	43,800台
(イ) 全日定期駐車	7,300台
(ウ) 夜間定期駐車	4,015台
(エ) 昼間定期駐車	8,030台
ウ 一日平均駐車台数	173台
(ア) 普通駐車	120台
(イ) 全日定期駐車	20台
(ウ) 夜間定期駐車	11台
(エ) 昼間定期駐車	22台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	287台
イ 年 間 駐 車 台 数	71,905台
(ア) 普 通 駐 車	37,595台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	13,140台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	3,285台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	17,885台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	197台
(ア) 普 通 駐 車	103台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	36台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	9台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	49台
エ 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
昇 降 機 改 修 工 事	26,379千円

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数	154台
イ 年 間 駐 車 台 数	200,750台
(ア) 普 通 駐 車	191,625台
(イ) 泊 駐 車	7,300台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1,825台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	550台
(ア) 普 通 駐 車	525台
(イ) 泊 駐 車	20台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 商業観光施設事業収益 212,631千円

第1項	索道営業収益	16,064千円
第2項	駐車場営業収益	178,218千円
第3項	営業外収益	18,349千円

支 出

第1款	商業観光施設事業費用	200,482千円
第1項	索道営業費用	72,134千円
第2項	駐車場営業費用	126,377千円
第3項	営業外費用	971千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第1款	資本的支出	28,498千円
第1項	建設改良費	26,379千円
第2項	企業債償還金	2,119千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和4年度徳島市水道事業会計予算

令和4年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	131,354戸
(2) 年間総配水量	30,624,000m ³
(3) 一日平均配水量	83,901m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	235,599千円
配水施設事業	1,665,856千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業	収益	5,367,768千円
第1項	営業	収益	4,824,227千円
第2項	営業外	収益	538,510千円
第3項	特別	利益	5,031千円
	支	出	
第1款	水道事業	費用	4,921,631千円
第1項	営業	費用	4,323,060千円
第2項	営業外	費用	589,919千円
第3項	特別	損失	6,652千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,291,252千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,851千円、当年度分損益勘定留保資金1,568,585千円、減債積立金559,235千円及び建設改良積立金122,581千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	1,278,356千円
第1項	企業債	784,100千円
第2項	工事負担金	69,200千円
第3項	加入金	150,568千円
第4項	負担金	143,640千円
第5項	県補助金	41,470千円
第6項	他会計補助金	49,112千円
第7項	固定資産売却代金	1,366千円
第8項	他会計出資金	38,900千円
		支 出
第1款	資本的支出	3,569,608千円
第1項	建設改良費	2,020,597千円
第2項	企業債償還金	1,542,351千円
第3項	県補助金返還金	6,660千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務	令和4年度から令和10年度まで	1,216,920千円
徳島市水道事業100周年記念史制作業務	令和4年度から令和6年度まで	10,000千円
第十浄水場運転管理業務	令和4年度から令和9年度まで	372,790千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	154,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
配水管整備事業	540,200千円			財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
庁舎整備事業	89,900千円			

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,192,434千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、64,687千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取 得 す る 資 産	工具器具及び備品	財務会計システム	一 式

令和4年3月7日提出

徳 島 市 長 内 藤 佐 和 子

令和4年度徳島市公共下水道事業会計予算

令和4年度徳島市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	48,004戸
(2) 年間総処理水量	28,153,670m ³
(3) 一日平均処理水量	77,133m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道施設整備事業	2,421,776千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	4,421,472千円
第1項	営業収益	2,953,483千円
第2項	営業外収益	1,467,889千円
第3項	特別利益	100千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	4,578,900千円
第1項	営業費用	4,163,480千円
第2項	営業外費用	403,224千円
第3項	特別損失	2,196千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,099,839千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142,588千円、過年度分損益勘定留保資金354,614千円及び当年度分損益勘定留保資金602,637千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	3,550,659千円
第1項	企業債	2,527,400千円
第2項	負担金	65,364千円
第3項	補助金	662,300千円
第4項	固定資産売却代金	1千円
第5項	他会計出資金	295,594千円
		支 出
第1款	資本的支出	4,650,498千円
第1項	建設改良費	2,440,933千円
第2項	企業債償還金	2,209,565千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設事業	2,527,400千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費746,296千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、274,327千円である。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和4年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

令和4年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	5,475両(一日平均15両)
(2) 年間運転キロメートル数	521,995キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,011,528人
(4) 一日平均輸送人員	2,771人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	480,215千円
第1項	営業収益	180,223千円
第2項	営業外収益	299,992千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	570,020千円
第1項	営業費用	558,561千円
第2項	営業外費用	10,459千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,653千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額881千円及び過年度分損益勘定留保資金9,772千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	7, 6 5 8千円
第1項	県 補 助 金	1 7 8千円
第2項	他 会 計 補 助 金	7, 4 8 0千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1 8, 3 1 1千円
第1項	建 設 改 良 費	9, 6 9 9千円
第2項	企 業 債 償 還 金	8, 6 1 2千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 4 4 5, 1 3 3千円 |
| (2) 交 際 費 | 3 0 0千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、290,563千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和4年度徳島市市民病院事業会計予算

令和4年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	335床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	98,185人
イ 外来患者数	109,593人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	269人
イ 外来患者数	451人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	381,665千円
医療施設整備	11,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	11,204,369千円	
第1項 医業収益	9,713,003千円	
第2項 医業外収益	1,486,366千円	
第3項 特別利益	5,000千円	

		支 出
第1款	病院事業費用	11,469,358千円
第1項	医業費用	11,067,743千円
第2項	医業外費用	371,615千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額411,486千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,194千円及び過年度分損益勘定留保資金410,292千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	1,002,272千円
第1項	企業債	391,700千円
第2項	負担金	610,572千円
		支 出
第1款	資本的支出	1,413,758千円
第1項	建設改良費	395,965千円
第2項	企業債償還金	1,017,793千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	380,700千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
医療施設整備事業	11,000千円		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 5,518,313千円 |
| (2) 交際費 | 300千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、321,709千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,535,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	磁気共鳴画像診断装置	一式
	医療機械器具備品	超音波画像診断装置	一式

令和4年3月7日提出

徳島市長 内藤 佐和子

